



第47回

インボイス発行のための 事前登録申請

2023年10月1日から、いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。

この登録申請が2021年10月1日からスタートします。

1. インボイス制度

消費税の納付税額を計算する上で、課税売上げに係る消費税額から差し引くことができる仕入税額控除を適用するには、2023年10月1日から、原則として、適格請求書の保存が必要となります。

これを「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」といいます。

2. 適格請求書発行事業者

適格請求書は、適格請求書発行事業者しか交付することができません。

(1) 登録制度

適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署へ登録申請を行い、登録を受ける必要があります。登録申請後、登録番号が発行されます。この登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。

(2) インターネットで公表

適格請求書発行事業者となると、氏名又は名称及び登録番号等の情報が、インターネット上で公表されます。

(3) 交付義務

国内で消費税が課される取引を行った場合に、課税事業者である相手方から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書発行事業者は、次の取引を除き、適格請求書の交付をしなければなりません。

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による

旅客の運送

② 出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食品等の販売・出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。

③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売

(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。)

④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等

⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る。)

なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して行う事業では、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

3. 留意点

(1) インボイス制度開始時点で適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日から

2023年3月31日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出しなければなりません。

(2) インボイス制度においては仕入税額控除を受けるためには適格請求書発行事業者が発行する適格請求書等(インボイス)の保存が必要となります。

インボイスがなければ、「仕入税額控除」の適用ができません。また、自社が適格事業者でなければ、納入先にインボイスの発行ができませんので、取引上、不利な状況となります。

(3) 免税事業者は注意

今まで免税事業者であっても、売上には消費税を加算して請求していたと思います。仕入業者は、支払った消費税を仕入税額控除していました。

これからは、適格請求書発行事業者からの仕入でない仕入税額控除が出来ないため、免税事業者は取引から排除される可能性があります。

どうすれば良いのか考えることが必要になります。

(税理士 光廣 昌史)



株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL / <http://www.office-m.co.jp/>

2021年第1回 実務講座／経理基礎編 経理実務の基礎

経済環境が激変して、会社に必要利益を確保し、継続繁栄させることが難しくなっている昨今、経理の重要性が増えています。当講座は、従来の経理実務の基礎から、経理実務の集大成といえるべき決算書のしくみまでを理解して頂ける内容で構成し、全4回シリーズで開催します。また、経理が経営戦略とどのように関係しているかといったポイントも加えて解説しますので、今後の経営戦略を構築する際にお役立て頂ければ幸いです。新任経理担当の方はもちろんのこと、経理業務を再確認されたい方など、皆さまのご参加を心よりお待ちしております。

- ◆日時 2021年9月8日(水) 14:00~16:00
- ◆講師 取締役・CFP 中野 一弘
- ◆会場 たちまちビュー 空権(12階)
広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドビルD
- ◆参加費 1,000円(税込)
- ◆定員 8名
- ◆お問合せ 株式会社オフィスミツヒロ 総合企画部 / 下田 利和

*新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催日時・内容・実施方法などを変更する場合がございます。